平成２５年（フ）第１４８２号
横浜市青葉区あざみ野２丁目19番地15　ｓｈａｒｏｎ　ｄｅ　あざみ野106
債務者　齋藤　　岳
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９０号
千葉県八千代市大和田新田747番地１　６番館601号
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７２号
静岡県浜松市中区曳馬４丁目18番３号　三浦ハイツ北103号室
債務者　野崎　哲敬
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１８１号
神奈川県大和市下鶴間657番地４　ヴィラージュビオレつきみ野205
債務者　藤原　美穂（旧姓尾畠）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
長野県小諸市御影新田2411―１　アセラ21―Ｂ棟306号室、住民票上の住所愛媛県松山市高岡町277番地１　シュピーレン空港通Ｃ201号
債務者　新宅　智之
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４２号
長野県小諸市三和３丁目４番10号
債務者　長峰　幸子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３８２号
静岡市駿河区中田３丁目９番１―811号
債務者　小松　夕子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８２号
東京都立川市西砂町５丁目33番地の５グランボヌールメゾン403号
債務者　比嘉アーノルドこと　ヒガ　アーノルド
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３４６号
静岡県焼津市石津346番地　クオリアノーバ202、旧住所静岡県焼津市下小田349番地の１ティーズ101
債務者　太田良知明
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４号
愛知県蒲郡市形原町北上松19番地２
債務者　牧野　幸代
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３６号
長崎県島原市城内３丁目1058番地
債務者　荒尾　　修
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３５５３号
大阪府寝屋川市太秦元町21番７―302号
債務者　松本　一宏
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８６６号
大阪府茨木市山手台東町３番６号
債務者　山田　淳子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第９７号
長崎県雲仙市国見町土黒己５番地
破産者　株式会社有明建設
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
千葉県野田市山崎1497番地の19
破産者　松田　照美
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部